

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二の四 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げる全^レての要件に該当して行われるものをいう。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次項第四号及び第五条の六第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当</p>	<p>第一条の二の四 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げるす^レべての要件に該当して行われるものをいう。</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次項第四号及び第五条の三の二第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当</p>

該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当するものをいう。

「一〇四 略」

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る

該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいう。

「一〇四 同上」

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る

契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

6

〔略〕

（取締役等と同等以上の支配力を有する者）

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の三第二号、第五条の六第一項第三号並びに第二項第一号及び第四号ロ、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 〔略〕

2

〔略〕

る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

6

〔同上〕

（取締役等と同等以上の支配力を有する者）

第二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号ロ並びに第二項第一号及び第四号ロ、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 〔同上〕

2

〔同上〕

(登録申請書の添付書類)

第四条 「略」

2 「略」

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 「略」

二 登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の三第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

〔四〕十七 略

(心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者)

(登録申請書の添付書類)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

〔四〕十七 同上

第五条の二 法第六条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第五条の三 「略」

(心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者)

第五条の四 法第六条第一項第九号イ及び第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の五 「略」

第五条の六 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げる全ての要件に該当して行われることとする。

一 当該登録を受けた日以後行う全ての貸付けに関し、年七・五パ

「条を加える。」

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第五条の二 「同上」

「条を加える。」

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 「同上」

第五条の三の二 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げるすべての要件に該当して行われることとする。

一 当該登録を受けた日以後行うすべての貸付けに関し、年七・五

一セントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

〔二・三 略〕

2 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。

一 〔略〕

二 純資産額（第五条の九第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

〔三・四 略〕

（登録の拒否の審査）

第五条の七 〔略〕

第五条の八 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の六第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が同条第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、当該者

パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

〔二・三 同上〕

2 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。

一 〔同上〕

二 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

〔三・四 同上〕

（登録の拒否の審査）

第五条の四 〔同上〕

第五条の四の二 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の三の二第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げるすべての要件に

が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。

「一・二 略」

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五号の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「略」

（純資産額）

第五条の九 「略」

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 「略」

二 役員（第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号にお

該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。

「一・二 同上」

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五号の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「同上」

（純資産額）

第五条の五 「同上」

（変更届出書の添付書類）

第八条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

いて同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

〔5〕(6) 略〕

ロ 〔略〕

〔三〕八 略〕

(従業者名簿の記載事項等)

第十条の九の二 法第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〕六 略〕

七 第五条の七第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者(常勤の役員又は使用人であるものに限る。)に該当するか否かの別

〔2〕3 略〕

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の六第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定する内

イ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

〔5〕(6) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔三〕八 同上〕

(従業者名簿の記載事項等)

第十条の九の二 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 第五条の四第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者(常勤の役員又は使用人であるものに限る。)に該当するか否かの別

〔2〕3 同上〕

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の三の二第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定す

閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行った貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の八第一項の規定により、第五条の七第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三 当該貸金業者が第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

3 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われている場合にお

る内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行った貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の四の二第一項の規定により、第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三 当該貸金業者が第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

3 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われている場合

て、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

「一・三 略」

四 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、同号に該当することとなつた年月日及び理由

「ハ・ト 略」

「五・九 略」

において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

「一・二 同上」

三 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 「同上」

「一・三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハ・ト 同上」

「五・九 同上」

第二十六条の二十六の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 「略」

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の七第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

〔五・六 略〕

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第二十六条の二十六の二 「同上」

一 「同上」

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

〔五・六 同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 「同上」

一 「略」

二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 法人である場合においては、第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

ロ 個人である場合においては、第五条の九第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合
貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用者が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつたときには、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

〔四〇七 略〕

一 「同上」

二 「同上」

イ 法人である場合においては、第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

ロ 個人である場合においては、第五条の五第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合
次に掲げる書類

イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用者が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

〔四〇七 同上〕

第二十六条の二十七の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 第二十六条の二十五の二第二項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 非営利特例対象法人でなくなった事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

〔五・六 略〕

第二十六条の二十七の二 「同上」

一 第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 非営利特例対象法人でなくなった事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

〔五・六 同上〕

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五号の六第一項の規定により法第六号第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五号の八第一項の規定により第五号の七第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二 「略」

2 「略」

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「号を削る。」

一 法第二十四条の二十七第一項第二号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五号の三の二第一項の規定により法第六号第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五号の四の二第一項の規定により第五号の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二 「同上」

2 「同上」

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第二十四条の二十七第

書

二 法第二十四条の二十七第一項第一号及び第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

三 〔略〕

4 〔略〕

5 第三項第二号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

(心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者)

第二十六条の五十二の二 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(主任者登録の抹消)

第二十六条の五十六 金融庁長官は、法第二十四条の三十一の規定により主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者又はその法定代理人、同居の親族若しくは相続人に通知しなければならない。

一 項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第二号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第二十四条の二十七第一項第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

四 〔同上〕

4 〔同上〕

5 第三項第三号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

〔条を加える。〕

(主任者登録の抹消)

第二十六条の五十六 金融庁長官は、法第二十四条の三十一の規定により主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十六条の七十五 法第二十八条第二号イ及び第三十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第二十六条の七十六 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行おうとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直近に金融庁長官により公表された全ての貸金業者の数で除して行うものとする。

2 金融庁長官は、毎月末日における全ての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十七条の二 法第四十一条の十三第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定申請の添付書類)

〔条を加える。〕

(割合の算定)

第二十六条の七十五 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行おうとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直近に金融庁長官により公表されたすべての貸金業者の数で除して行うものとする。

2 金融庁長官は、毎月末日におけるすべての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

〔条を加える。〕

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

六 役員が法第四十一条の十三第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合には、別紙様式第十八号により作成した誓約書）

〔七〇十一 略〕

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定）

第三十条の十七の二 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十一条の四十四

第三十条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 役員が法第四十一条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合には、別紙様式第十八号により作成した誓約書）

〔七〇十一 同上〕

〔条を加える。〕

（異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定）

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十一条の四十四第二

第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。)に金融庁長官により公表されている貸金業者(次条及び第三十条の二十第二項において「全ての貸金業者」という。)の数で除して行うものとする。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面

項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。)に金融庁長官により公表されている貸金業者(次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。)の数で除して行うものとする。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書

及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての貸金業者の説明会への出席の有無

三 全ての貸金業者の意見書の提出の有無

「四・五 略」

3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十条の二十 「略」

2 法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十条の十八第一項第二号の規定により全ての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「略」

3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書

面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての貸金業者の説明会への出席の有無

三 すべての貸金業者の意見書の提出の有無

「四・五 同上」

3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十条の二十 「同上」

2 「同上」

一 第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「同上」

3 「同上」

類は、次に掲げる書類とする。

【一〇四 略】

五 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の
官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロ
に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

【六〇九 略】

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第12号（第26条の52関係）

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ④

誓 約 書

私は、貸金業法第24条の27第1項第1号及び第3号から第8号まで
のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第14号（第26条の55関係）

年 月 日

金融庁長官

【一〇四 同上】

五 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しな
い旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、
同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書
面）

【六〇九 同上】

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第12号（第26条の52関係）

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ④

誓 約 書

私は、貸金業法第24条の27第1項第3号から第8号までのいずれに
も該当しない者であることを誓約します。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第14号（第26条の55関係）

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者 住所
氏名

㊦

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

貸金業法24条の26第3項の登録を受けている者と届出人の関係	1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. <u>同居の親族</u>
[略]	

(記載上の注意)

[1・2 略]

殿

貸金業協会会長

届出者 住所
氏名

㊦

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

[同左]	1. 相続人 2. 本人 3. <u>後見人</u> 4. <u>保佐人</u>
[同左]	

(記載上の注意)

[1・2 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。